

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年2月17日

鳥羽市水道事業
鳥羽市長 小竹 篤

条件付き一般競争入札

1. 工事名

市道堅子磯部線外1線配水管改良工事

2. 工事場所

鳥羽市 堅子町 地内

3. 工事概要

施工延長	L=494.7m
DIP-GXφ250布設	L=496.1m
仕切弁設置φ250	N=5.0箇所
排泥管工φ50	N=2.0箇所
給水管工φ25	N=1.0箇所
管路土工	N=1.0式
本復旧工	N=1.0式
既設管埋塞工	N=1.0式
既設管撤去工	L=150.2m
仮設工	N=1.0式

【月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型(月単位))】

4. 工期

契約の日から 150日間 限り

5. 工事価格(税抜き予定価格)

68,009,000 円

6. 入札に参加できる者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 令和(7)年度鳥羽市建設工事等入札参加資格登録業者で(水道工事)に登録されている業者で、格付けされているランクが(A)であり、且つ、鳥羽市水道事業指定給水装置工事事業者であること。
 - (3) この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者とし施工現場に配置できること。
 - (4) 鳥羽市建設工事等に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
 - (5) 鳥羽市が賦課徴収するすべての税について未納の無いこと。
 - (6) 本工事の入札に参加しようとする者の間に、(鳥羽市条件付き一般競争入札実施要綱第3条第7号に定める)資本関係又は人的関係がないこと。
 - (7) 本工事における特別な入札参加資格要件
- (この工事における配水管布設工については、(公社)日本水道協会の配水管技能者名簿に「耐震継手」で登録されている者を配置すること。)
- (8) 入札参加資格者が入札までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは入札に参加できない。

7. 参加申請書提出期限

令和8年3月4日(水) 午後5時まで

8. 入札日時、場所

- (1) 入札日時 : 令和8年3月12日(木) AM 9時00分
- (2) 入札場所 : 鳥羽市役所西庁舎(旧鳥羽市民文化会館) 3階 中会議室

9. 参加申請提出書類

条件付き一般競争入札参加申請書(「申請書様式等ダウンロード」からダウンロードできます)
必ず指定様式により、FAX又は(**総務課**)へ持参による。

(FAX番号 26-2474) *FAXによる場合は、総務課(Tel 25-1122)へ必ず連絡すること。

なお、申請書の受付後、受付印を押印した申請書の写しを交付しますので入札会場へ持参してください。

10. 入札参加資格の決定

入札参加資格が無い方には入札参加申請期限日の翌日までに電話で連絡します。電話連絡の無い場合は、入札参加資格があるものとします。

11. 設計図書の閲覧

ホームページ内の公告掲載場所に掲載して閲覧に供する。

12. 質問の方法及び期限

本工事内容の質問は、原則として質問書の提出をFAXにより総務課へ行うものとする。

質問書の受付は条件付き一般競争入札参加申請書を提出した者に限る。

質問の期限は、**令和8年3月4日(水)** 午後5時までとする。質問の回答は、質問があった場合に限り**令和8年3月5日(木)** にホームページ内の公告掲載場所に掲載する。

13. 異議申立て

入札をした者は、入札後において、入札公告及び設計図書等についての不明を理由として異議を申立てることができない。

14. 入札方法

指定会場での入札として1回限りとする。同価の入札をした者が2人以上のときはくじ引きで決定する。

入札書と内訳書を同封すること。内訳書未同封、入札書と積算合計額相違の場合は失格とする。

15. 入札保証金

鳥羽市契約規則第6条により免除とする。

16. 契約保証金

請負金額**500万円以上**の契約については、当該工事請負金額の10%を契約保証金とする。

17. 最低制限価格

最低制限価格を定めるので、その価格を下回ったものは落札外(失格)とする。

最低制限価格の算出方法は、鳥羽市建設工事等最低制限価格取扱要綱

別表①一般土木工事 を適用する

最低制限価格の端数処理について、万円止め(1万円未満切捨て)とする。

(令和6年4月1日から適用する新しい最低制限価格の算出方法を適用。)

18. 入札額積算内訳書の記載範囲

別添、工事費内訳書参照。

19. その他

(1)入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する要件に違反した入札は、無効とする。

(2)入札価格が公表した工事価格を上回る入札をしたときは、その入札を無効とする。

(3)落札者が、契約までに入札要件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。

(4)同日に開札する条件付き一般競争入札の落札件数は1業者1件までとし、落札となった入札後に当該落札者が行った入札は無効とする。

(5)本件入札の前日において、鳥羽市が発注する対象工事において手持工事数が2件に達した者が行う入札は無効とする。

(6)入札時は(公社)日本水道協会の配水管技能者名簿に「耐震継手」で登録されている「耐震継手技能者であることを証する書類」の写しを同封してください。同封がない入札は無効となります。